

令和8年度 キャリアガイダンススタッフ 募集要項

職務内容	<p>1 拠点校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点校及び担当校において、生徒の適性・希望・課題に応じた進路相談及び個別支援等を行う。 ・ 地元企業を訪問し、求人開拓と求人確保を行うとともに、求人状況等を含む地元企業情報を収集・整理し、生徒や保護者及び教職員へ情報提供を行う。 ・ 出前授業や講話等の講師との日程調整やインターンシップ等の受入事業所との連絡調整を行い、支援することにより、生徒の勤労観・職業観を醸成するためのキャリア教育の促進を図る。 ・ 労働局や地域振興局、地元企業等と連携し、企業説明会等を通じて、地域産業や職業に触れる機会の創出を図る。 ・ 就職支援担当者連絡会等、就職支援に係る連絡会や研修会に関する研修会に出席する。等 <p>2 キャリアサポートセンター（高校教育課内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生のキャリア教育支援を行う県下全域の「キャリアガイダンススタッフ」を統括するとともに、必要に応じて支援を行う。 ・ 拠点校キャリアガイダンススタッフの活動状況等の調査・集約し、情報共有を図り、業務の進捗状況を管理する。 ・ 就職支援担当者連絡会等、就職支援に係る連絡会や研修会の企画・運営補助を行う。 ・ 地域振興局や労働局等の関係機関と連携し、新規高卒者の求人や雇用情勢等に関する情報を把握・整理した上で、学校及び拠点校キャリアガイダンススタッフへの情報提供を通じて、県内就職支援の円滑化を図る。 ・ 担当校からの依頼により、必要に応じて、キャリア教育及び進路指導の支援を行う。等
募集人員	13人（拠点校12校に各1人、高校教育課に1人）
募集対象	<p>以下の条件を満たしている方</p> <p>1 企業等における管理職経験者等又は高等学校におけるキャリア教育・進路指導経験者等</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <p>1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>4 （令和8年12月25日までに施行予定の）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第4項に規定する「教員等」においては、同条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」</p>
勤務時間	<p>1 勤務日数 年間138日（月15日を上限として、5月から翌年3月の期間で割り振る。）</p> <p>2 勤務日 原則として月曜日から金曜日までに勤務日を割り振ります。</p> <p>3 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までの6時間（正午から午後1時まで休憩時間） ※ 所定勤務時間を超える勤務（原則として無）</p> <p>4 休暇 年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）</p>
勤務地	<p>1 拠点校（県立高校13校） 開陽高校、鹿児島工業高校、市来農芸高校、穎娃高校、薩南工業高校、川内商工高校、鶴翔高校、蒲生高校、隼人工業高校、曾於高校、鹿屋農業高校、種子島高校、奄美高校</p> <p>2 キャリアサポートセンター 鹿児島県教育庁高校教育課内</p>
任用期間	<p>令和8年5月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 採用後、原則として1か月間は条件付採用期間となります。</p>
給与支払日	原則として毎月7日（毎月末日締切翌月支払）
給与	<p>1 基本となる報酬 日額：8,500円</p> <p>2 期末手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 （最大で報酬の2.525月分（6月期1.2625月、12月期1.2625月）が支給されます。ただし、勤務実績に応じて支給割合が変更する場合があります。）</p>

	<p>3 勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 (最大で報酬の2.095月分(6月期1.0475月, 12月期1.0475月)が支給されます。ただし、勤務実績に応じて支給割合が変更する場合があります。)</p> <p>4 通勤手当(通勤にかかる費用弁償) 一定の要件を満たす場合に支給されます。</p>
退職金制度	無
加入保険等	<p>1 雇用保険 無</p> <p>2 社会保険 無</p> <p>3 災害補償制度 有</p>
住 宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> 市販の履歴書(写真貼付, 学歴及び職歴, 志望動機を明記)により, 拠点校については, 各拠点校の高等学校長宛て, キャリアサポートセンターについては, 下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。 応募期間は, 拠点校については各学校, キャリアサポートセンターについては高校教育課までお問い合わせください。 書類選考の上, 順次, 面接日時等を連絡します。 応募期間にかかわらず, 採用者が決定次第, 募集を締め切らせていただく場合がありますので, あらかじめ御了承ください。 選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので, あらかじめ御了承ください。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> いただいた応募に関する個人の情報は, 本募集・採用に関することにのみ使用し, 応募の秘密については厳守します。 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。 採用に当たっては, (令和8年12月25日までに施行予定の)学校設置者等及び民間教育保育事業等事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき, 特定性犯罪(下記参照)の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は, こども性暴力防止法に基づき, 本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため, 採用条件の一つとして, 特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 履歴書や誓約書の内容が虚偽であることが判明した場合は, 任用取り消しとなる場合があります。 喫煙について 原則, 敷地内禁煙です。

書類提出先及び問合せ先(※ 採用者が決定次第, 募集を締め切らせていただく場合があります。)

拠 点 校	
(1) 開陽高等学校(全日制・定時制) 〒891-0198 鹿児島市西谷山1-2-1 TEL 099-263-3733	(7) 蒲生高等学校 〒899-5304 始良市蒲生町下久徳848-2 TEL 0995-52-1155
(2) 鹿児島工業高等学校 〒890-0014 鹿児島市草牟田2-57-1 TEL 099-298-4124	(8) 隼人工業学校 〒899-5106 霧島市隼人町内山田1-6-20 TEL 0995-42-0023
(3) 穎娃高等学校 〒891-0702 南九州市穎娃町牧之内2000 TEL 0993-36-1141	(9) 曾於高等学校 〒899-8605 曾於市末吉町二之方6080 TEL 0986-76-6646
(4) 薩南工業高等学校 〒897-0302 南九州市知覧町郡5232 TEL 0993-53-3600	(10) 鹿屋農業高等学校 〒893-0014 鹿屋市寿2-17-5 TEL 0994-42-5191
(5) 川内商工高等学校 〒895-0012 薩摩川内市平佐町1835 TEL 0996-25-2554	(11) 種子島高等学校 〒891-3196 西之表市西之表9607-1 TEL 0997-22-1270
(6) 鶴翔高等学校 〒899-1611 阿久根市赤瀬川1800 TEL 0996-72-7310	(12) 奄美高等学校(全日制・定時制) 〒894-8567 奄美市名瀬古田町1-1 TEL 0997-52-6121
キャリアサポートセンター	
鹿児島県教育庁高校教育課 産業教育係 担当 岡田 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 TEL 099-286-5294	

【参考】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの